

令和3年度

健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

尾道市監査委員



尾 監 査 第 2 2 号

令和4年8月10日

尾道市長 平 谷 祐 宏 様

尾道市監査委員 今 岡 寛 信

同 高 橋 和 司

同 二 宮 仁

令和3年度尾道市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付された令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を終了したので、次のとおり意見書を提出します。

# 目 次

第1	審査の対象	.....	1
第2	審査の期間	.....	1
第3	審査の方法	.....	1
第4	審査の結果	.....	1
1	健全化判断比率の状況	.....	2
2	資金不足比率の状況	.....	11
3	むすび	.....	13

## (注)

- 1 文中及び各表中の金額は、原則として千円単位で表示している。
- 2 文中のポイントとは、パーセンテージ間又は指数間の単純差引数値である。
- 3 各表中の符号等の用法は次のとおりである。  
「△」は負数又は減数、「－」は該当数値がないもの又は比較不能なもの

# 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

## 第1 審査の対象

- 1 令和3年度決算に基づく健全化判断比率
  - (1) 実質赤字比率
  - (2) 連結実質赤字比率
  - (3) 実質公債費比率
  - (4) 将来負担比率
- 2 令和3年度決算に基づく資金不足比率
- 3 1及び2の算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期間

令和4年7月27日から同年8月5日まで

## 第3 審査の方法

この審査は、市長から送付された令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを確認し、それらの計数を関係諸帳票の提出を求めて照合審査するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法等により実施した。

## 第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ、その計数は関係諸帳票と符合して適正であると認めた。

審査の内容は、次のとおりである。

## 1 健全化判断比率の状況

令和3年度決算に基づく健全化判断比率は、次のとおりであり、いずれも早期健全化基準及び財政再生基準を下回っている。

(単位:%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増 減	早期健全化 基準	財政再生 基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	11.54	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	16.54	30.00
実質公債費比率	6.7	6.4	0.3	25.0	35.0
将来負担比率	18.1	30.2	△ 12.1	350.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果が赤字でないため「—」で表示している。

(1) 実質赤字比率について

この比率は、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する割合を示すものである。

当年度の本市の一般会計及び一般会計等に属する特別会計の実質収支は 9 億 3,260 万 1 千円の黒字であり、実質赤字額がないため実質赤字比率は算定されない。

各会計の実質収支額は、次のとおりである。特別会計については、一般会計より繰入を行い収支均衡となるため、会計相互間の重複額を控除した純計後の額による比較とした。

(単位:千円、%)

会 計 名	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
一 般 会 計	981,495	326,434	655,061	200.67
港 湾 事 業 特 別 会 計	15,033	21,436	△ 6,403	△ 29.87
夜間救急診療所事業特別会計	△ 63,927	△ 60,119	△ 3,808	6.33
合 計	932,601	287,751	644,850	224.10
標 準 財 政 規 模	37,146,031	35,761,146	1,384,885	3.87
参 考 比 率	△ 2.51	△ 0.80	△ 1.71	

参考として、実質収支額(黒字額)を標準財政規模で除した計算上の比率は、△2.51%であり、前年度の△0.80%に比べ 1.71 ポイント改善している。

[標準財政規模]

(単位:千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
標 準 税 収 入 額 等	19,752,955	20,737,039	△ 984,084	△ 4.75
普 通 交 付 税 額	15,103,494	13,327,830	1,775,664	13.32
臨時財政対策債発行可能額	2,289,582	1,696,277	593,305	34.98
合 計	37,146,031	35,761,146	1,384,885	3.87

標準財政規模は 371 億 4,603 万 1 千円で、前年度に比べ 13 億 8,488 万 5 千円 (3.87%) 増加している。これは、標準税収入額等が減少したものの、普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額が増加したためである。

(2) 連結実質赤字比率について

この比率は、すべての会計の実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する割合を示すものである。

当年度の本市の全会計の赤字額と黒字額を合算した連結実質収支額等は 96 億 5,254 万 7 千円の黒字であり、連結実質赤字額がないため、連結実質赤字比率は算定されない。

各会計の実質収支額及び資金剰余額（一般会計との繰入・繰出額を含む）は、次のとおりである。

(単位:千円、%)

会 計 名	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
一 般 会 計	923,549	275,790	647,759	234.87
港 湾 事 業 特 別 会 計	9,052	11,961	△ 2,909	△ 24.32
夜間救急診療所事業特別会計	0	0	0	-
国民健康保険事業特別会計	62,019	81,025	△ 19,006	△ 23.46
駐 車 場 事 業 特 別 会 計	0	0	0	-
介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	285,864	150,322	135,542	90.17
後期高齢者医療事業特別会計	52,986	50,475	2,511	4.97
水 道 事 業 会 計	2,684,958	2,760,459	△ 75,501	△ 2.74
下 水 道 事 業 会 計	250,942	197,733	53,209	26.91
病 院 事 業 会 計	5,383,177	4,765,254	617,923	12.97
千光寺山索道事業特別会計	0	0	0	-
漁業集落排水事業特別会計	0	0	0	-
農業集落排水事業特別会計	0	0	0	-
渡 船 事 業 特 別 会 計	0	0	0	-
合 計	9,652,547	8,293,019	1,359,528	16.39
標 準 財 政 規 模	37,146,031	35,761,146	1,384,885	3.87
参 考 比 率	△ 25.98	△ 23.19	△ 2.79	

参考として、連結実質収支額等（黒字額）を標準財政規模で除した計算上の比率は、△25.98%であり、前年度の△23.19%に比べ 2.79 ポイント改善している。

連結実質収支額等の合計は 96 億 5,254 万 7 千円で、前年度に比べ 13 億 5,952 万 8 千円（16.39%）の増加となっている。これは、水道事業会計の資金剰余額並びに国民健康保険事業特別会計及び港湾事業特別会計の実質収支の黒字額が減少したものの、



一般会計及び上記の特別会計を除く各特別会計の黒字額並びに病院事業会計及び下水道事業会計の資金剰余額が増加したためである。

(3) 実質公債費比率について

この比率は、一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する割合を示すもので、令和元年度から令和3年度の3か年平均が令和3年度の比率となる。

まず、単年度の実質公債費比率は7.0%で、前年度に比べ0.2ポイント悪化している。これは、算定式において、分母の構成要素である標準財政規模の増加に対し、分子の構成要素である元利償還金の増加が大きかったためである。

また、当年度の実質公債費比率となる3か年の平均比率は6.7%で、前年度に比べ0.3ポイント悪化したものの、早期健全化基準(25.0%)を下回った数値となっている。

(単位:千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
A 元 利 償 還 金	7,797,101	7,333,314	463,787	6.32
B 準 元 利 償 還 金	1,135,211	1,164,221	△ 29,010	△ 2.49
C 特 定 財 源	945,433	937,028	8,405	0.90
D 元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	5,794,369	5,499,320	295,049	5.37
E 標 準 財 政 規 模	37,146,031	35,761,146	1,384,885	3.87
実質公債費比率(3か年平均)	6.7	6.4	0.3	
実質公債費比率(単年度) {(A+B)-(C+D)} / (E-D)	7.0	6.8	0.2	

(ア) 元利償還金、準元利償還金

(単位:千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
元 利 償 還 金 ( 一 般 会 計 等 )	7,797,101	7,333,314	463,787	6.32
水 道 事 業 会 計	84,214	85,882	△ 1,668	△ 1.94
下 水 道 事 業 会 計	629,012	657,041	△ 28,029	△ 4.27
病 院 事 業 会 計	356,519	350,807	5,712	1.63
千光寺山索道事業特別会計	29,164	34,039	△ 4,875	△ 14.32
漁業集落排水事業特別会計	10,791	10,791	0	-

農業集落排水事業特別会計	22,536	23,686	△ 1,150	△ 4.86
渡船事業特別会計	2,975	1,975	1,000	50.63
一部事務組合	0	0	0	-
公債費に準ずる債務負担行為額	0	0	0	-
一時借入金利子	0	0	0	-
合計	8,932,312	8,497,535	434,777	5.12

元利償還金及び準元利償還金は、前年度に比べ 4 億 3,477 万 7 千円 (5.12%) の増加となっている。これは、下水道事業会計、千光寺山索道事業特別会計、水道事業会計及び農業集落排水事業特別会計において準元利償還金が減少したものの、一般会計の元利償還金、病院事業会計及び渡船事業特別会計の準元利償還金がそれぞれ増加したことによるものである。

#### (イ) 特定財源

(単位:千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
国・県からの利子補給	0	0	0	-
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	2,071	3,848	△ 1,777	△ 46.18
公営住宅使用料	138,415	148,128	△ 9,713	△ 6.56
都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	804,947	785,052	19,895	2.53
合計	945,433	937,028	8,405	0.90

特定財源は、前年度に比べ 840 万 5 千円 (0.90%) の増加となっている。これは、公営住宅使用料及び貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金が減少したものの、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税が増加したためである。

## (ウ) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(単位:千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	454,249	591,407	△ 137,158	△ 23.19
災害復旧費等に係る基準財政需要額	5,191,447	4,758,351	433,096	9.10
密度補正により基準財政需要額に算入された元利・準元利償還金	148,673	149,562	△ 889	△ 0.59
合 計	5,794,369	5,499,320	295,049	5.37

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は、前年度に比べ2億9,504万9千円(5.37%)の増加となっている。これは、事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費及び密度補正により基準財政需要額に算入された元利・準元利償還金がそれぞれ減少したものの、災害復旧費等に係る基準財政需要額が増加したためである。

(4) 将来負担比率について

この比率は、地方債残高や退職手当支給予定額に係る負担見込額等、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示すものである。

当年度の将来負担比率は18.1%で前年度に比べ12.1ポイント改善しており、早期健全化基準(350.0%)を下回った数字となっている。これは、算定式において、分子の構成要素のうち将来負担額が大幅に減少したことに加え、マイナス要因である充当可能財源等が増加した一方、分母の構成要素のうちマイナス要因である元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額に増加があったものの、標準財政規模の増加が大きかったことによるものである。

(単位:千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
A 将来負担額	96,764,957	99,200,832	△ 2,435,875	△ 2.46
B 充当可能財源等 (基金・特定歳入等)	91,069,180	90,033,449	1,035,731	1.15
計(A-B)	5,695,777	9,167,383	△ 3,471,606	△ 37.87
C 標準財政規模	37,146,031	35,761,146	1,384,885	3.87
D 元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額算入額	5,794,369	5,499,320	295,049	5.37
計(C-D)	31,351,662	30,261,826	1,089,836	3.60
将来負担比率 (A-B)/(C-D)	18.1	30.2	△ 12.1	

(ア) 将来負担額

(単位:千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
地方債の現在高	75,569,650	77,571,533	△ 2,001,883	△ 2.58
債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0	-
公営企業債等繰入見込額	12,371,238	12,867,369	△ 496,131	△ 3.86

組合負担等見込額	0	0	0	-
退職手当負担見込額	8,824,069	8,761,930	62,139	0.71
設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0	-
連結実質赤字額	0	0	0	-
組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	-
合計	96,764,957	99,200,832	△ 2,435,875	△ 2.46

将来負担額は967億6,495万7千円で、前年度に比べ24億3,587万5千円(2.46%)の減少となっている。これは、退職手当負担見込額が微増したものの、地方債の現在高及び公営企業債等繰入見込額が減少したためである。

(イ) 充当可能な財源

(単位:千円、%)

区分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
充当可能基金	16,812,746	14,264,953	2,547,793	17.86
充当可能特定歳入	11,607,217	12,045,793	△ 438,576	△ 3.64
(うち都市計画税)	10,785,352	11,128,801	△ 343,449	△ 3.09
基準財政需要額算入見込額	62,649,217	63,722,703	△ 1,073,486	△ 1.68
合計	91,069,180	90,033,449	1,035,731	1.15

充当可能な財源は910億6,918万円で、前年度に比べ10億3,573万1千円(1.15%)増加している。これは、地方交付税の算定に用いる基準財政需要額算入見込額及び充当可能特定歳入が減少したものの、充当可能基金が大幅に増加したためである。

## 2 資金不足比率の状況

この比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する割合を示すものである。すべての公営企業会計において資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

(単位:%)

会 計 名	令和3年度 資金不足比率	令和2年度 資金不足比率	増減	経営健全化 基準
水道事業会計	—	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	—	
病院事業会計	—	—	—	
千光寺山索道事業特別会計	—	—	—	
漁業集落排水事業特別会計	—	—	—	
農業集落排水事業特別会計	—	—	—	
渡船事業特別会計	—	—	—	

※ 資金不足比率については、算定した結果により資金不足額がないため「—」で表示している。

公営企業会計に属する7会計の内、資金剰余額を生じた会計は、病院事業会計53億8,317万7千円、水道事業会計26億8,495万8千円、下水道事業会計2億5,094万2千円である。その他の4事業特別会計については、一般会計からの繰入金により収支均衡が図られているため資金不足額は生じていない。

公営企業会計ごとの資金剰余額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位:千円、%)

会 計 名		令和3年度	令和2年度	増減額	増減率	
法 適 用	水道事業会計	資金剰余額	2,684,958	2,760,459	△ 75,501	△ 2.74
		事業の規模	3,263,046	3,434,866	△ 171,820	△ 5.00
	下水道事業会計	資金剰余額	250,942	197,733	53,209	26.91
		事業の規模	653,347	665,978	△ 12,631	△ 1.90
	病院事業会計	資金剰余額	5,383,177	4,765,254	617,923	12.97
		事業の規模	11,470,090	11,095,864	374,226	3.37
法 非 適 用	千光寺山索道事業 特別会計	資金剰余額	0	0	0	-
		事業の規模	0	0	0	-
	漁業集落排水事業 特別会計	資金剰余額	0	0	0	-
		事業の規模	3,245	3,296	△ 51	△ 1.55
	農業集落排水事業 特別会計	資金剰余額	0	0	0	-
		事業の規模	8,447	8,526	△ 79	△ 0.93
	渡船事業特別会計	資金剰余額	0	0	0	-
		事業の規模	3,367	2,648	719	27.15

※法適用企業である水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計の資金剰余額は、流動資産から流動負債を控除した額である。

※事業の規模とは、営業収益から受託工事収益の額を控除した額である。



### 3 むすび

当年度の健全化判断比率の各比率は、全てにおいて早期健全化基準を下回っている。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字及び資金不足が生じていないため各比率は算定されていない。

一般会計等が負担する地方債の元利償還金等の標準財政規模に対する割合を示す実質公債費比率は6.7%で、標準財政規模の増加率に対し、元利償還金及び準元利償還金の増加率が大きかったことにより、単年度ベースでは前年度に比べ0.2ポイント、3年間の平均値でも0.3ポイント悪化している。

一方で、一般会計等が将来負担すべき地方債等の実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示す将来負担比率は18.1%で、地方債現在高が大幅に減少し、充当可能基金及び標準財政規模が増加したことなどにより、前年度に比べ12.1ポイント改善している。

実質公債費比率は、庁舎建設などの大型建設事業の実施に伴い借り入れた地方債の償還が開始したことにより、指標の上昇が見込まれる。一方、前年度に引き続き、地方債現在高が減少し、将来負担比率に大幅な改善が図られたことは、率直に評価したい。ただし、今後も自然災害の発生等、不確定要素も考えられるため、引き続き危機感を持って財政の健全化に努められたい。

次に、資金不足比率については、当年度も、全ての会計において資金不足が生じていないため、資金不足比率は算定されていない。

一方、法適用事業については、一般会計からの負担金による財政支援が行われ、法非適用事業については、収支均衡を図るため、一般会計からの繰入金による財源補填が行われている状況がある。

各会計においては、常に事業内容の見直し・効率化を図るとともに、収益の確保に努められたい。

なお、これらの比率は、あくまで、財政の「不健全度合い」を示す目安に過ぎず、

国の示す基準をクリアすることは当然のこととした上で、引き続き、持続可能な行財政運営に向けた取組を進めるとともに、より健全で安定した経営基盤の構築に努められたい。